

# 小規模多機能型居宅介護「どんぐりの家」重要事項説明書

2025年4月1日

## 1. 当法人が提供するサービスについての相談窓口

電話：0774-53-5130  
担当：並河 聰也・玉山 景一・山地 望美  
※ご不明な点はお尋ね下さい。

## 2. 事業者(法人)の概要

名称	医療法人社団 コ克拉医院
代表者	理事長 宇野 真
所在地	京都府城陽市久世下大谷18-111
電話番号	0774-52-2479

事業内容	通所リハビリ(介護予防)
	居宅療養管理指導(介護予防)
	訪問リハビリ(介護予防)
	小規模多機能型居宅介護(介護予防)
	訪問介護(訪問介護相当サービス・訪問型生活援助サービス)
	障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問介護)

## 3. 医療法人社団コクラ医院小規模多機能型居宅介護サービスの概要

所在地	京都府城陽市久世下大谷 18-103
名称	医療法人社団コ克拉医院小規模多機能型居宅介護「どんぐりの家」
電話	0774-53-5130

### (1)介護保険サービス事業の指定番号及びサービス提供地域

介護保険指定番号：2692800010

サービスを提供する地域：城陽市

### (2)同事業所の職員体制

管理者(兼務含む)	1名
介護支援専門員(兼務含む)	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	5名以上

### (3)サービス内容

年中無休 連絡体制24h

居宅介護計画作成 随時

種別	提供時間
通所サービス	午前8:30～午後5:00
訪問サービス	午前8:30～午後5:00 ※
宿泊サービス	午後5:00～翌朝8:30

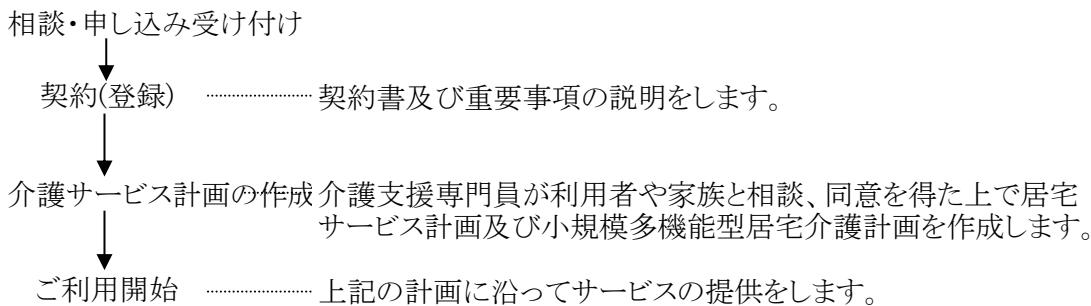
※緊急時および必要時においてはこの限りでない

#### 4. 介護保険サービス事業の運営方針及びサービス提供のしくみ

##### (1) 運営方針

利用者が要介護(又は要支援)状態等となった場合においても、可能な限り居宅において利用者の有する能力に応じ、住み慣れた地域で自立した日常生活が送れるよう通所・訪問・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、身体的・精神的援助を行い常に利用者本位に立ったサービスの提供に寄与します。

##### (2) サービス提供までのしくみ



#### 5. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともにその内容等についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。構成者は、利用者の家族、地域住民の代表者、市役所担当者、等とし、二ヶ月に一度開催します。

#### 6. 緊急時及び事故発生時における対応方法

##### 1) 緊急時

サービスの提供を行っている時に、利用者に病状の急変などが生じたり、その他必要な場合は、速やかにあらかじめ定めた協力機関又は主治医などに連絡するなどの必要な措置を講じるものとする。また、これらの機関への連絡が困難な場合は、救急搬送などの必要な措置を講じるものとする。

##### 2) 事故発生時

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じ、利用者の家族及び必要に応じ市町村などに連絡するものとする。

事業所は、事故の状況及び事故の際に採った措置・経過を記録し、原因の分析・再発防止の対策を講じるものとする。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

##### 3) 非常災害時

非常災害対策については消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、消防法8条に規定する防火管理者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

悪天候等の非常災害時や、各種警報、サービス提供に支障をきたす様な天候の場合、臨時にサービス内容を変更し、提供可能な介護サービスを実施するものとする。

#### 7. 利用料金

##### (1) 利用料

サービスのご利用料金は介護保険制度で定められた金額となります。

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から介護度により決められた額の給付が受けられます。給付額の範囲内でサービスを利用し、利用したサービス額のうち「介護保険負担割合証」に記載の「負担割合」に応じた額が自己負担となります。給付限度額を超えてのご利用の場合、又は介護保険の適用を受けられなくなった場合はご利用者様の全額負担となります。

一部負担金以外に別途実費をいただくものがあります。

食事代 宿泊料 紙おむつ等の衛生材料費が実費になります。

具体的な金額については居宅介護サービス契約書の「契約書別紙」をご覧ください。

#### 8. サービス内容に関する苦情

##### (1) 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります

(2)サービス内容に関する苦情担当窓口

苦情担当窓口	担当者 :並河 聰也・玉山 景一・山地 望美 電話番号 :0774-53-5130 受付時間 :午前8時30分～午後5時30分
城陽市 福祉保健部 高齢介護課	電話番号 :0774-56-4037 受付時間 :月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
京都府国民健康保険団体連合会	電話番号 :075-354-9050 FAX 075-354-9055 受付時間 :月曜日～金曜日(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分

9.第三者評価の実施状況について

当事業所は運営推進会議を中心に外部の評価を実施しており、第三者評価については実施しておりません。

10.守秘義務及び情報提供について

(1)守秘義務

サービスを提供する上で知り得たご利用者の個人情報については、守秘義務を厳守いたします。

(2)情報提供

サービスを提供するうえで必要な場合、個人の情報を本人及び家族の了解を得て関係者等に提供する事があります。

11.身体拘束について

当事業所において身体的拘束等の適正化のために、指針を整備し、定期的に委員会を開催し、職員に対する定期的な研修等を行っていきます。

12.虐待防止について

サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族など高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村、地域包括支援センター等に連絡を行います。当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため指針を整備し、定期的に委員会を開催し、職員に対する定期的な研修や訓練を行っていきます。

13.生産向上について

当事業所は、事業所において利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するために、課題を抽出・分析した上で必要な対策を講じていきます。

14.衛生管理について

当事業所は、事業所において感染症の発生又はまん延を予防するために、指針を整備し、職員に対する定期的な研修や訓練を行っていきます。

15.事業継続計画の策定等について

当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を作成しています。また、その事業継続計画を実用的なものとするために、職員に対する研修・訓練を行い、定期的に計画の見直しを実施していきます。

16.ハラスメント防止に関する事項について

当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、ハラスメントにより職員の就業環境が害されることを防止するため指針を整備し、職員に対する定期的な研修や訓練を行っていきます。

17.契約の解除について

以下の項目に該当する場合には、当院は契約を解除させて頂くことがありますので、ご注意ください。

- ①利用者・利用者家族が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」という)の関係者である。
- ②利用者・利用者家族又は第三者を利用して、職員に対して、自身が暴力団などである旨を伝え、又は、関係者が暴力団等である旨を伝える行為がある。
- ③利用者・利用者家族又は第三者を利用して、職員の業務を妨害する、又は妨害する恐れのある行為(名誉の毀損・暴力的な要求・法的な責任を越えた不当な要求等)がある。
- ④職員に対するパワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為がある。
- ⑤サービス利用中に無断で職員の写真や動画撮影、録音等を行う行為。また、録画・録音したものを利用でSNS等に掲載すること。
- ⑥ご利用料金の支払いを依頼しているにもかかわらず、正当な理由なく利用料金の支払いの滞納が一定期間継続する場合。

## 18. サービスご利用に当たっての留意事項

- ①職員や他のご利用者に対して侮辱的な発言や態度を取られたり、暴言強要等なさらないようにお願いします。
- ②職員や他のご利用者を中傷したり、ご自分の思想や信条(宗教・政治)を押し付けるような言動や行動はおどりにならないようにお願いします。
- ③職員や他のご利用者との金銭の貸し借り、物のやり取りは出来ない事になっております。
- ④財布やバッグごと看護介護職員に預けないようにお願いします。
- ⑤職員等の住所や電話番号はお知らせできませんので、それを強要するような事はご遠慮ください。
- ⑥お茶等の接待、贈り物等はお受け出来ませんので硬くご辞退させて頂きます。
- ⑦職員等に個人的な依頼や交渉はお受けできません。

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者: 所在地 京都府城陽市久世下大谷18-111  
名称 医療法人社団 コクラ医院  
代表者 理事長 宇野 真

事業所: 所在地 京都府城陽市久世下大谷18-103  
名称 小規模多機能型居宅介護「どんぐりの家」  
管理者 並河 聰也

説明者: 介護支援専門員 玉山 景一

私は、契約書及び本書面の交付とともに、事業者から居宅介護サービスの重要事項について説明を受け、サービスの提供を受けること並びにサービス担当者等への情報提供についても同意しました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

代理人(続柄 )

住所

氏名